

プレス発表

平成15年7月16日
経済産業省
関東経済産業局

国家資格に係る資格商法を行っている電話勧誘販売業者に業務是正を指示
～過去に資格講座を受講し、資格を取得していないことを口実に新たな資格講座を勧誘～

【概要】

経済産業省は、7月14日付けで、電話勧誘販売業者である「日本電気工業会」（通称）こと榮明彦に対して、特定商取引法の違反行為（不実告知等）があったため、業務の改善を指示する行政処分を行いました。

1. 同人（榮明彦）は、第三種電気主任技術者試験（国家試験。いわゆる電験三種）に備えるための講座を運営し、電話で受講者の勧誘を行っています。

同人は、過去に他の同様の資格講座を受講した消費者に係る名簿を入手して、これらの者に対して、勧誘の際、次のような趣旨の不実のことを告げて、不適正に契約締結を強いていたものです。

- ①国の受託事業であるかのように告げる等して、過去に資格講座を受けていながら、資格取得していない者は、同人が運営する資格講座を受講しなければならない旨
- ②過去の資格講座を退会するためには、同人が運営する講座を受講しなければならない旨

2. また、同人は、一度勧誘を断った消費者に再度の電話勧誘を行っていました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03-3501-4657
北海道経済産業局消費者相談室	電話011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	電話022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	電話048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	電話052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	電話06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	電話082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	電話087-861-3237
九州経済産業局消費者相談室	電話092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	電話098-862-4373

日本電気工業会こと榮明彦に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

氏名：日本電気工業会こと榮明彦

(本件事業者は、個人事業者である。)

住所：東京都武蔵野市中町一丁目22番7号

2. 取引の概要

本事業者は、他の事業者等から入手した顧客名簿等を用いて、消費者の職場に電話をかけ、当該消費者が未だ第三種電気主任技術者試験に合格していない旨を告げた上で、当該試験に備えるための資格講座の受講（受講料 70,000 円又は 75,000 円）を勧誘していた。

3. 主な違反事実

(1) 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

- ① 本事業者は、上記資格講座の受講を勧誘する際、消費者に対して、国、経済産業省又は行政の委託を受けた事業を行っているかのように告げる等して、あたかも当該資格講座を受講しなければならない何らかの債務ないし義務が存在しているかのように告げ、又は、本事業者との間で何らかの会員となっており、その会員であることを解消するためには資格講座の受講申込みを行わなければならないかのように告げて勧誘していたが、実際には他の事業者から入手した顧客名簿等を用いて当該消費者に電話をかけているにすぎず、事実と異なることを告げていた。
- ② また、あたかも、第三種電気主任技術者免状を取得すれば当然にエネルギー管理士免状の交付を受けることができるかのように告げて勧誘していたが、実際には第三種電気主任技術者免状を取得したことのみをもってエネルギー管理士免状の交付を受けることはできないものである。

(2) 再勧誘（特定商取引法第17条）

本事業者は、直前集中講義の受講を勧誘する際、受講をする意思がない旨断っているにもかかわらず、さらにその電話で勧誘を続け、又は改めて電話をかけて勧誘を行っていた。

(3) その他

氏名等の不明示（特定商取引法第16条）、契約書面の記載不備（特定商取引法第19条第1項）

4. 指示の内容

上記3.（1）から（3）までの違反事実を認定し、今後同様の行為をしないよう指示。